

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

カンボジア人権報告書 2016年版

概要

カンボジアは、選挙で選ばれる議会型政府を擁する立憲君主国である。2013年の直近の国政選挙では、カンボジア人民党(Cambodian People's Party)(CPP)が1993年以来となる最小の僅差で勝利し、68議席を獲得した。これに対し、野党のカンボジア救国党(Cambodia National Rescue Party)(CNRP)は55議席を獲得した。国内外の非政府組織(NGO)の監視団は、この選挙プロセスには、有権者の登録に伴う問題、公平を欠く報道機関の利用機会及び、有権者に対する異常なほど大量の仮身分証明書の発行を含め、多数の不備があったと評価した。選挙プロセスについてのかかる懸念に反して、両党は最終的に公式の選挙結果に従い、それぞれの議席に就任することに合意した。

文民当局は、治安部隊に対する実効支配を堅持した。

最も重大な人権問題としては、政府の意向に左右される無力な司法府、言論、集会及び結社の自由に対する制限の強化及び、政治的敵対勢力及び市民社会を萎縮させ、反対意見を抑圧するための武力行使及び収監（いずれも現実には起き、差し迫っている）などが挙げられた。

その他の人権問題には、収監者に対する相次ぐ虐待、報道の自由及びネット上での表現に対する制限、庇護希望者に対する平等な申請機会の付与及び公正な扱いに対する懈怠、汚職の蔓延及び人身売買などがあった。

政府は、汚職事案に関与した個人等の、職権濫用を犯した一部の官吏を訴追したが、職権濫用の多くは刑事免責の対象になった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

2016年を通じて、政府又はその代理機関が恣意的な又は違法な処刑を行った信頼できる報告はなかった。2014年に発生した違法な処刑の申立てに対する調査には、ほとんど進展は見られなかった。

2016年7月10日に、辛口で人気の高かった社会政治評論家のケム・レイ(Kem Ley)が、プ

ノンペンのコンビニエンスストアで、拳銃を持った男に射殺された。警察は、容疑者を逮捕した。後日、身元が明らかになった容疑者のエース・アンは、1,200 万リエル(3,000 ドル)の借金が返済されなかったためにケムを殺害したと供述した。ケム・レイの家族も殺人容疑者の家族も、この 2 人の男性について互いに面識はなかったと述べた。監視団は、この事実及びこの事案におけるその他の異常な点（困窮していた襲撃者が高価な拳銃を所持していたこと等）に注目し、第三者がエース・アンを雇ったと考えた。2016 年 10 月時点で、当局の調査に目立った進展はなく、エース・アンは警察に協力するのを拒否したと述べた。

カンボジア特別法廷(Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia)(ECCC)、別称、クメール・ルーージュ裁判特別法廷(Khmer Rouge Tribunal)は、クメール・ルーージュ政権の最高幹部及び同政権下で発生した犯罪の最高首謀者を罰する目的で設立された。ECCC は「ハイブリッド(混合)」法廷である。この裁判所は、カンボジアの法制度の一部であるが、国内はもとより国外の判事、検察官及び職員が含まれる。ECCC は、国内法の下に設立されたが、ECCC の司法手続きの規則は、国連とカンボジア政府間の 2003 年合意によって定められている。この合意の一環として、政府は裁判所命令の執行に同意した。司法警察は 2015 年に、国際共同調査裁判官が発行した逮捕令状の執行を怠り、これによって、政府は ECCC の活動への干渉を疑われる結果を招いた。この被告はその後、自主的に出廷した。

b 失踪

ある国内 NGO の 2014 年の報告によれば、Canadia Garment Factory の周囲で発生した武力衝突時に政府の治安部隊に発砲された後、ケム・ソファト(Khem Sophat)が行方不明になっているということである。目撃者が最後にケム・ソファトを見たのは、救急車に運び込まれるところであった。2016 年 9 月現在、ソファットの行方は依然として不明であった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法ではかかる慣行を禁じているが、2016 年を通じて、警察による被拘禁者及び収監者の殴打及び他の形態の身体的虐待は相次いで発生した。

信頼筋の複数の報告によれば、軍及び警察関係者は、取調べを行う際に特に、身体的及び精神的虐待を利用し、場合によっては、刑事上の被抑留者を激しく殴打することもあった。NGO の ADHOC は、2016 年 7 月現在、当局が被拘禁者及び収監者を拷問した事件は 15 件に上ると報告した。比較すると、2015 年は通年で 20 件であった。別の人権擁護 NGO の報告によれば、身体的虐待は 31 件で、2015 年の上半期は 19 件であった。このうち 8 件では死亡、4 件では生命を脅かす重傷に至った。複数の NGO の報告によれば、犯罪を自白する

まで警察が拘禁された容疑者を虐待するのは日常茶飯事であった。裁判所は、強要された自白を審理中に証拠として用いたが、このような自白の容認は法律で禁じられている。

ADHOC の報告によれば、2016 年 7 月現在、地方自治体、政府職員又は民間警備員による民間人の身体的虐待事案は 10 件に上った。2015 年は通年で 12 事案が報告された。警察は、抗議デモ参加者による威嚇又は暴力行為に対応するために武力を行使することもあった。警察は、平和的抗議デモ参加者が交通を妨害したり、解散命令を拒否したりする時点で、武力を行使することがあった。

政府は、国内 7 ヶ所で薬物中毒更生施設を運営した。観測筋の多くが同意したところによれば、その施設の収容者の大半は、強制的に在留させられており、警察官又は家族によって入所させられていた。国家薬物対策局(National Authority for Combating Drugs)によれば、18 歳未満の収容者はいなかった。複数の監視団によれば、施設の職員はたいてい、身体の拘束を用いて又は、激しい運動及び他の苛酷な方法に従わせる方法で収容者を管理した。政府上層部は、薬物依存症を刑事問題ではなく医療問題として扱う重要性を認識したが、かかる声明に対する遂行はほとんど見られなかった。当局によるこうした施設の収容者はおよそ 2,000 人であった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は国際基準を満たしていなかった。刑務所の状況は依然として、過酷であり、生命を脅かすものであることが多かった。

物理的状況：過密状態が問題であった。内務省刑務所総局(General Department of Prisons)(GDP)によると、国内 27 ヶ所の刑務所の収監者及び被拘禁者は、設計最大収容数 11,000 対し、およそ 20,000 人であった。

刑務所の多くは、大人と未成年者の収監者、男性と女性の収監者又は重罪の受刑者と軽犯罪の被拘禁者を区別していなかった。当局は通常、未決拘禁者と受刑囚を同じ場所に収容した。

ある国内 NGO によれば、刑務所には、妊婦の女性及び収監された母親と暮らす子どもが何人かいたということである。

GDP の報告によれば、2016 年 8 月時点で、勾留中に死亡した収監者は 7 人であった。警察側は、死亡者を調べた結果、既往症又はその他の疾病の証拠が見つかったと述べた。

複数の国内 NGO の主張によれば、収監者に対する食糧の割当て及びその他の必需品はたいへい、不十分であった。監視団の相次ぐ報告によれば、当局は、収監者の食料品の購入手当を横領することがあり、これによって、栄養障害及び疾病が悪化した。収監者及び被拘禁者が清潔な水を飲めるのは 27 ヲ所のうち 18 ヲ所だけであった。刑務所には、精神障害者及び身体障害者に対する適切な設備がなかった。複数の NGO の主張によれば、当局は、家族が賄賂を払える収監者に対して、面会者との面会機会を増やす、好条件の監房への移動及び、昼間に監房から出る機会を与える等の優遇措置を講じることもあったということである。ある国内 NGO によれば、看守によって創設及び管理される、収監者組織「収監者自己管理委員会」は、他の収監者に暴力を振るうことがあった。

運営：刑務所のオンブズマンを定める法律上の規定はなかった。当局はたいへい、受刑囚及び被拘禁者が面会者に面会する機会を許可したが、複数の権利擁護団体が確認したところでは、家族は収監者に面会するため又は、食料品及びその他の必需品を渡すために刑務所職員に賄賂を払わなければならないことがあった。信頼筋の複数の報告によれば、収監者の審理又は上告審への出廷を許可する際及び、刑期を務めた受刑囚を釈放する際に、刑務所職員は賄賂を要求した。

収監者は虐待疑惑について、検閲を受けずに、弁護士を介して司法当局に苦情申し立てを提出することを許されたが、受刑囚及び被拘禁者の多くは、法定代理人を雇う経済的余裕がなかった。政府は、苦情を調査し、GDP を介して刑務所及び拘禁施設の状況を監視している。GDP は刑務所の運営について、半年ごとに報告書を作成した。GDP は、市民社会組織の度重なる要請にもかかわらず、報告書を提示しなかった。

独立的監視：政府は、国際赤十字委員会(International Committee of the Red Cross)及び、国連人権高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Human Rights)(OHCHR)等の、国内外の人権擁護団体の刑務所の視察訪問及び／又は看守への人権教育の実施を概ね許可した。一部の NGO の報告によれば、地方自治体は協力を制限することがあり、これによって、未決拘禁者に面会する機会を得るのに支障を来したということである。内務省は、弁護士、人権監視団及び他の面会者に、収監者と面会するための事前許可を得ることを義務付けており、場合によっては、政府は NGO に対し、刑務所の視察訪問時に「職務」を正確に記述する旨の正式な覚書に署名することを義務付けた。

国内の独立した監視団の中には、政府の影響力をほぼ受けずに活動したものもあったが、一方で、収監者との極秘の非公開の面会を当局から拒絶されたと述べた監視団もあった。収監者にこれまで医療的ケアを提供してきた国内の人権擁護 NGO の報告によれば、政府は、

元野党党員の受刑囚に対しては、面会要請をいつも決まって拒否した。別の NGO によれば、政府は、この NGO に対し、政治的偏見を抱いており、視察訪問という方法で政治犯を増長させたと批判したということである。OHCHR の代表の報告によれば、関心のある特別な収監者の聞き取り調査を行った際に、通常は非公開に面会することができたということである。

d 恣意的な逮捕又は拘留

恣意的な逮捕及び拘禁は法律で禁じられているが、政府はこの禁止条項を尊重しないことがあった。

警察及び治安組織の役割

国家警察総本部(General Commissariat of the National Police)は内務省の監督下にあり、文民警察部隊を全て管理する。警察部隊は、逮捕権限を有する部隊、かかる権限のない部隊及び権限が裁判所令状の執行にのみ及ぶ司法警察に分割されている。政府は、警察官が民間警察として役務を遂行するための訓練及び経験要件を満たしている場合、民間人が軍事的性質に関わる場合又は、地方自治体に権限を付与された場合には、軍警察に民間人の逮捕を許可した。しかし、軍警察は、州又は地方自治体の権限及び指示の下に、たいていは、群衆を事実上取り締まることができない民間警察を支援する形で、民法の執行に携わることがあった。内務省は、治安部隊の殺害を評価する責任を担う、主要政府機関である。

複数の報告によれば、警察官の職権乱用は刑事免責の対象であり、政府はたいてい、ほぼ又は全く法的措置を講じなかった。2016 年 8 月時点で、ADHOC は刑事免責になった事件を 47 件報告した。警察、検察官及び裁判官は、法律により、警察の職権濫用の苦情を含め、全ての苦情を調査しなければならないが、裁判官及び検察官が独立した調査を行うことはほとんどなかった。職権濫用事案が審理される場合でも、裁判長は通常、警察の報告書及び証人の証言のみを根拠費、評決を言い渡した。警察は、概して、専門職訓練をほとんど受けなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察は法律により、逮捕に先立って、調査裁判官から令状を取得しなければならないが、現行犯逮捕の場合は、いかなる個人も令状なしに逮捕することができる。警察は法律により、週末及び国民の祝日を除き、48 時間にわたって個人を勾留し、取調べを行うことができる。警察は 48 時間後に、告訴手続きをするか被疑者を釈放しなければならない。法の定める異例な事態の重罪事案では、警察は、検察官の承認があれば、被疑者をさらに 24 時間

拘禁することができる。しかし、当局は、決まって、長期間にわたって個人を拘束してから罪状を適用した。

保釈制度は実施されていたが、収監者の多く、特に、法定代理人がいない個人は、保釈請求を行う機会を与えられなかった。当局は、政治的動機に基づくとみなす事案については、決まって、保釈請求を拒否した。被告人は、法律の下に、逮捕及び最大 24 時間の拘禁後に、法定代理人に接見する機会を認められているが、当局は、日常的に、数日間にわたって収監者を隔離拘禁してから、弁護士又は家族の成員との面会を許可した。政府関係者によると、このような長期間の拘禁は、司法制度の能力の限界に概ね原因があるということであった。政府は、貧しい被拘禁者には、弁護士に接見する機会を与えなかった。

恣意的な逮捕：2016 年 8 月時点で、ADHOC は、恣意的とみなされる逮捕又は拘禁事案を 17 件報告したが、具体的な事例は示されなかった。別の人権擁護 NGO は、違法な逮捕又は拘禁を伴う事案を 28 件報告した。2015 年の同じ期間と比べると 16 件であった。恣意的な逮捕及び拘禁の実際の件数はこれより高い可能性が高い。これは、農村地域の被害者の中には、ADHOC の事務所に outward するのが困難であること又は家族の安全に対する懸念を理由に、苦情を届け出なかった者がいるためである。当局は、違法な拘禁に関与した個人に、訴追又は懲戒処分を一切行わなかった。

2016 年を通じて、プノンペン特別市当局は、市内の街頭一斉取締りにより、多数の個人を仮逮捕した。たいていは、ホームレス、精神障害者、薬物使用者又は売春を行っている個人であった。逮捕者の中には、人身売買の被害者もいた。ある国内 NGO によれば、被拘禁者は通常、一斉取締り時に金銭及び所持品を全て没収された。当局はこれを「社会規制」に向けた努力の一環であると述べた。当局は、被拘禁者を、プノンペン市から 15 マイルも離れた、社会問題・退役軍人・若者省(以下、社会問題省)が運営する更生施設に収容するか、国内 NGO に預けた。NGO はたいてい、拘束された個人を数時間以内に街頭に戻した。

裁判前の拘留：法律は、軽犯罪の場合は最大 6 ヶ月間、重大の場合は最大 18 ヶ月間の未決拘禁を認めている。2016 年 9 月現在で、内務省は、7,032 人の未決拘禁者の勾留を報告した。裁判所の職員は、事案の処理の迅速化に向けて尽力したということである。

当局は法定代理権を与えずに未決拘禁者を拘束することがあったが、法的期限より長く被拘禁者を拘束した又は、訴状を喪失したという報告はなかった。しかし、複数の NGO の報告によれば、当局は、未成年者の犯罪の被告の多くを長期間未決拘禁したということである。

被拘禁者が裁判所に拘禁の違法性について異議を申し立てられる可能性：逮捕又は拘禁さ

れる個人は、その拘禁の法的根拠又は恣意的性質について法廷で異議を申し立てる権利を与えられるが、当局は、この権利をたいてい尊重しなかった。

e 公正な公判の否定

独立した司法は憲法の定めるところであるが、政府は司法の独立を、概ね、尊重しなかった。裁判所は、裁判官の昇進、解雇及び懲戒免職を意のままに行う権限を有する行政部門の影響力及び干渉を受けることが多かった。司法官はたいてい、与党の職位を兼務しており、複数の監視団の主張によれば、司法部門に任命されるのは CPP 又は行政部門と結び付きがある個人に限られていた。裁判官、検察官及び司法官の間には、汚職が蔓延していた。

複数の監視団の主張によれば、カンボジア弁護士会(Bar Association of the Kingdom of Cambodia)は、CPP 党員でない反政府派の弁護士を犠牲にして、CPP 党員の入会を強く優先しており、場合によっては、その政治的所属だけを理由に、弁護士会に不適格な個人を入会させることもあった。裁判の結果が初めから決まっていたように見えることもあった。複数の監視団の報告によれば、例えば、反政府派活動家 11 人の暴動罪の審理では、判事が審議のために席を立って間もなく、司法警察が裁判所を取り囲み、被疑者を刑務所に移送する態勢を整え、この様子を見ると、有罪判決は既定の結論であったことがわかるということである(政治犯及び政治的理由により拘留された者を参照)。

司法機関では上層部の汚職の蔓延及び非効率な状態が続いており、政府は適正手続きを行わなかった。

複数の NGO の報告によれば、裁判官及び法廷の不足により、多数の事案が遅延された。NGO は、司法官は金銭的利益を享受できる事案を集中的に審理したという考えも示した。裁判遅滞又は汚職の慣行によって、何人もの被告人が訴追を免れることができた。政府関係者及びその家族成員の犯罪加害者は、刑事免責を受けることが多かった。複数の NGO の主張によれば、過去数年と同様に、治安部隊の職員等の、裕福又は有力な被告は、たいてい、告訴を取り下げるために、被害者及び当局に金銭を支払った。当局は、被害者又はその家族に、告訴を取り下げる又は証人としての出廷を取り止める見返りとして損害賠償を受け取るよう促すこともあった。

裁判手続

被告人は、法律により、推定無罪の権利及び上訴権を与えられるが、汚職の蔓延により、被告はたいてい、有利な評決を確保するために判事に賄賂を支払わなければならなかった。

審理は多くの場合、公開制であり、裁判所の官僚的性質により遅滞することが多い。被告人には、審理に出廷して弁護士と協議する権利、反対尋問を行う権利、本人のための証人及び証拠を提示する権利、が与えられる。重罪事案では、被告が経済的に弁護士を雇えない場合は、裁判所は法律により、無償の法定代理人を被告に提供しなければならないが、司法府は法定代理人を提供するだけの十分な資金がなく、被告の大半は NGO に支援を求めると、無償代理権を要求するか、あるいは、法定代理権を放棄して自主的に進めた。重罪事案で義務付けられた被告側弁護人が不在の場合は、裁判所は通常、被告が法定代理人を確保できるまで、事案を一時休止した。これはたいてい、数ヶ月を要するプロセスであった。審理は通常、形式的で、長期に及ぶ反対尋問は行われぬのが一般的であった。裁判所は無償の通訳を提供した。被告人とその弁護人は、事案に関連して政府が保有する証拠を精査する権利を有するが、このような機会を得るのは困難であった。特に当該事案が政治的に慎重な配慮を要する場合又は政府高官や政界と強い癒着のある個人を伴う場合である。、法律は上記の権利を全ての被告に与えている。

プノンペン以外の地域では、熟練した弁護士は極めて不足していた。法定代理人を確保する手段のない個人が公正な公開裁判を受ける権利は、事実上拒絶されることが多かった。弁護士会によれば、2016年9月現在で、869人の弁護士が国内各地で司法業務を提供した。2015年は796人であった。貧困な被告は、一部の NGO の支援があれば、弁護士会の弁護士から司法業務を無償で受けることができる。

複数の NGO の報告によれば、証人及び被告人の誓約書は通常、審理に出廷した証拠にしかならなかった。当局は、殴打又は脅迫を用いて被告の供述を強要することがあり、警察は、読み書きのできない被告にはたいてい、内容を知らせずに自白調書に無理やり署名させた。受刑囚を州刑務所からプノンペンの上訴裁判所に移送する上での困難な問題により、上訴審に出廷する受刑囚の権利は制限された。このため、被告は、上訴審の半分以上に出廷できなかった。

2016年6月時点で、ある国内 NGO が監視した審理143件のうち73件において、弁護士が出廷していなかった。このうち、審理が始まる前に被告が罪を自白した事案は70件もあった。このうち13件では、被告は警察による拷問、強要及び／又は威嚇により自白したと主張した。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

ある国内 NGO の推計によれば、2016年6月時点で、当局が拘束する受刑囚又は被拘禁者は29人以上であった。

プノンペン特別市裁判所は 2015 年 7 月に、抗議運動者 6 人及びダウンペン郡の警備員 39 人が負傷した 2014 年の抗議運動への関与容疑で、CNRP の反政府派活動家 11 人に、7 年から 20 年の禁固刑を言い渡した。一部の監視団の主張によれば、同裁判所は、活動家と犯罪容疑を関連付ける証拠を提示せずに評決に至り、「この有罪判決は、政治色の強い問題であるベトナムとの国境画定に活動家が批判したことによる処罰である」と述べた。収監された反政府派活動家 11 人はこの評決を不服として上訴しており、上訴裁判所は 2016 年 8 月 23 日に、この上訴事案を「評決に異議を唱える第 1 の事案」と「不適切な法的手続きに異議を申し立てる第 2 の事案」に分割することに同意した。

フン・セン首相は 2015 年 8 月 15 日に、議員の不訴迫特権を撤回して、サム・ランシー党(Sam Rainsy Party)のホン・ソク・フォ(Hong Sok Hour)上院議員を逮捕するよう当局に命令した。同氏は、1979 年のカンボジア政府とベトナム政府間の国境画定条約をねつ造して投稿したとして、「偽造」及び「治安紊乱」罪で告発された。この条約では、両国は最終的に相互の国境の解消に同意したということである。最高裁判所は 2016 年 6 月 23 日に、担当医から健康上の不安を理由とする保釈勧告があったにもかかわらず、ホン・ソク・フォの保釈請求を認めない上訴裁判所の決定を支持した。プノンペン特別市裁判所のロス・ピセット(Ros Piseth)判事は、2016 年 11 月 7 日に、公文書偽造、偽造書類使用及び治安紊乱罪でホン・ソク・フォの有罪を確定し、同氏に禁固 7 年を言い渡した。監視団の多くは、この訴訟を、ベトナム国境を適切に画定しなかったとする政府への批判を差し控えるように CNRP に圧力をかける手段だったと解釈した。

汚職防止ユニット(Anticorruption Unit)(ACU)は 2016 年 5 月に、ADHOC の上級職員 4 人及び、ADHOC の元職員であった全国選挙管理委員会(National Election Committee)(NEC)の事務局次長を拘禁した。ACU は、5 人を、野党幹部ケム・ソカー(Kem Sokha)の不倫相手とされる女性に不倫関係について嘘を言うよう賄賂を渡した罪--5 人が相次いで否定した罪状で告発した。5 人は現在も未決拘禁状態に置かれている。当局は当初、この女性に嘘をつくよう仕向けたとして、在プノンペン OHCHR に勤務する民間人 1 人を告発したが、伝えられるところによれば、当局はその後、告訴を取り下げたということである。

野党議員及び市民社会団体の報告によれば、当局は頻繁に、政治的動機に基づく収監とみなす受刑者との接触を恣意的に拒否した。収監された ADHOC の職員 4 人の事案では、当局は面会を毎週 2 回に制限した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

カンボジアでは、民事事案の審理に向けた制度が設けられており、国民は人権侵害の損害賠償を求めて訴訟を起こす権限を有する。行政及び司法上の救済措置はいずれも、概ね、利用可能であったが、当局は裁判所命令を実行しないことが多かった。

財産の返還

クメール・ルージュ政権下での強制収用や、土地を追われた国民の多くが移動したことにより、土地の所有者は依然として不明なままであった。土地法によれば、平和的手段で(公園等の公有地を除く)私有地又は国有地を占有した全ての個人又は、2001年の同法制定より前の5年間を問題なく国有建物に居住した全ての個人は、その資産に限定した所有権を申告する権利を有する。しかし、国民の多くはこの知識及び、土地所有権の正式な書類を取得する手段がない状態が続いていた。

州や郡の土地管理事務所では、依然として、正確な土地調査又はパブリックコメントを求める機会が組み込まれておらず、2001年に制定された土地登記手続きを遵守していた。未登記の(相続又は契約に関連する訴訟を除く)土地訴訟を迅速且つ、関連当事者が納得できるように解決する意図で政府が2002年に設立した地籍委員会(Cadastral Commission)は、国有地の特定及び境界画定の実施を怠っており、これによって、土地紛争の進展に向けた国の措置に起因する紛争及び立ち退きが複数発生した。明確な所有権がない状態での土地投棄は、どの州でも紛争の火付け役になっており、貧しい農村コミュニティと投機家間の緊張を高めた。都市部のコミュニティは、商業開発プロジェクトのための強制退去に遭遇した。国土管理省(Ministry of Land Management)の報告によれば、同省は2012年以降、619,140件の土地所有権の村民に分配した。2016年を通じて、同省が与えた土地所有権は9,140件であった。

当局による居住者の強制転居事案が依然として発生したが、事案件数はここ数年で減少した。訴追又は立ち退きの脅しを使って、貧困で立場の弱い個人に、市場価格に満たない補償金で土地を手放させる者もいた。ADHOC報告によれば、2016年7月時点で、実業家と村民間の土地絡みの紛争は81件発生した。これには、土地の収奪、天然資源の奪取、商用地の営業権及び土地の立ち退きの告発などがあつた。この紛争に巻き込まれた土地は20,614エーカーを超え、およそ7,657世帯が被害に遭つた。貧困層は、土地の請求権を裏付ける法的書類がなく、司法制度を信頼しないことが多かった。立ち退きに遭つた個人の中には勝訴した者もいたが、事案の大半は現在も係属中であつた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

居住と通信のプライバシーは法の定めるところであり、違法な搜索は法律で禁じられているが、複数の NGO の報告によれば、警察は日常的に、令状を所持せずに搜索及び押収を行った。ある NGO の主張によれば、政府は、証拠を提示することなくインターネットサービスプロバイダーにデータ通信量を監視するための監視装置を取付け、個人の通話を定期的に監視することもあった。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

言論及び報道の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利を尊重しないことがあった。

憲法は、治安に悪影響を及ぼす場合を除き、自由な言論を認めている。憲法では、国王は「不可侵な存在」と宣言しており、名誉棄損法に準ずる内務省の指令はこの制限を繰り返し述べており、国王はもとより、政府高官及び政府機関を誹謗中傷する記事を編集者が流布するのを禁じている。

国民議会は 2015 年 3 月に、NEC に適用される法律の改正案に同意し、国民議会議員選挙法を新たに可決した。改正案及び新しい法律にはいずれも、選挙運動期間を通じて、「中立的立場」を維持するよう市民社会組織に義務付ける規定及び、報道機関を介した政党の「誹謗中傷」行為を禁止する規定が組み込まれている。2015 年に公布された結社及び非政府組織に関する法律(Law on Associations and Non-Governmental Organizations)(LANGO)も、全ての結社及び NGO が政治的に中立であることを広義に義務付ける方法で、言論の自由を制限している。

意見の表明に対する投獄や出版前の検閲は法律で禁じられているが、政府は刑法を執行して、名誉棄損、虚報及び治安紊乱罪で民間人を訴追した。刑法では名誉棄損に対する禁固刑を定めていないが、治安紊乱又は虚報の流布については、禁固 3 年以下を定めている。裁判官も罰金刑を命じることができる。罰金刑は未払いの場合は、禁固刑になる可能性がある。裁判所は、「治安紊乱」罪を広義に解釈しており、高級官僚は、選挙手段による「政権交代」の要求等の行為に対し、敵対者を治安罪で訴えると脅迫した。

複数の国内 NGO、報道機関及び複数の独立したアナリストは、引き続き、ADHOC の職員に対する事案等の、その活動を標的とする政府の行動について公然と懸念を表明した。2016 年 5 月 9 日に、一団の人権擁護団体が、「ブラックマンデー」キャンペーンを立ち上げ、司

法の不正に抗議し、いわゆる良心の囚人の釈放を要求した。このキャンペーンは、受刑囚への連帯意識から、毎週月曜日に黒装束に身を包むことを呼びかけた。当局は、キャンペーン参加者を何度も逮捕しては、抗議運動に二度と参加しないことを約束する合意書に署名した時点で釈放を認めた。

言論及び表現の自由：主要政党は全て、活字メディアを合理的且つ定期的に利用できた。クメール語紙の多くは、与党 CPP と緊密に関係する複数の個人から財政援助を受けていた。情報省(Ministry of Information)によれば、国内にはおよそ 13 社のクメール語紙があり、不定期に印刷される小規模の全国紙が 30 社から 40 社ある。

監視団は、5 紙を CPP 派の最大全国紙とみなしたが、この 5 紙は、一部の総合的分野、特に、汚職及び土地買収については特に、政府を批判することもあった。2016 年 8 月時点で、野党系列の定期刊行紙はなかったが、政府を支持しない世論は、電子出版物及びソーシャルメディアを拠点として、異議を含め様々な意見を表明した。ソーシャルメディアの利用は依然として、概ね検閲されなかったが、一部の活動家によれば、政府当局による標的を絞った弾圧の強化により、ソーシャルメディア利用者の中には、脅迫、逮捕、拘禁及び不平等な有罪判決を受けた者もいた。

政府、軍及び与党は、放送メディアに引き続き影響力を及ぼした。国内のテレビ局は 16 社で、ラジオ局は 175 社以上あった。テレビ及びラジオ局はほぼ全て、CPP の支配下又は強い影響下に置かれていたが、独立した又は他の政党と連携する局も少数ながらあった。報道機関を監視するある NGO によれば、政府は定期的に国営テレビ局を利用して、政府及び CPP の活動を宣伝し、野党を批判したが、野党側には平等な利用機会を与えなかった。市民社会組織は 2016 年 7 月に、ケム・レイの殺害をめぐる出来事を報道しなかったとして、地方の報道機関を批判した。これは、報道機関に対する CPP 及び政府の圧力があったからだとする者もいた。

政治的膠着を収束させる与野党間の 2014 年の取引の一環として、政府は CNRP にテレビ局を運営するライセンスを付与したが、CNRP は地元の土地及び建築許可の取得に苦勞した。カンダール州当局は 2016 年 4 月に、CNRP がテレビアンテナを設置するのを禁止し、テレビ局から放出される電磁放射線が健康に危害を与えることを地元住民が不安がっていると述べた。CNRP 関係者は、当局が先入観に囚われていると批判した上で、CPP 系の Apsara TV は、1996 年からプノンペンの人口密集地域で放送しているが何の問題も抗議も起こっていないと述べた。CNRP は 2016 年 6 月に、テレビ局の代替用地を特定する意向を発表した。

暴力と嫌がらせ：ジャーナリストや記者に対する脅迫及び暴力は、依然として日常的に発

生した。Kampuchea Aphivat 紙の記者 Ouk Touch は、2016 年 4 月 10 日に、パイリン郡(Pailin) 郡の警察官 Khea Sokhorn に銃口を向けられた。警官は、村民の暴力的な発砲についての報道調査に憤慨したと主張した。別の事案では、モンドルキリ州の軍警察は、セイマ生物多様性保護区(Seima Biodiversity Conservation Area)の違法な伐採業者複数から同警察の司令官が賄賂を受け取ったと報道した TV 9 のアナウンサーヴァン・ティス(Vann Tith)を拘禁した。

検閲又は内容の制限：政府の代理機関が、ジャーナリスト、出版社及び報道機関に嫌がらせ及び威嚇行為を行った報告が複数あった。ジャーナリストに対する許可証及びライセンスは政府が管理しているため、ほぼ全ての報道機関がある程度まで自己検閲を行った。一部の記者及び編集者は、政府の報復に対する恐怖を理由に、引き続き報道の自己検閲を行った。

名誉毀損法：政府は、誹謗法、中傷法、名誉棄損法及び弾劾法を利用して、それが慎重な対応を要する又は公益に反するとみなす問題についての公開討議を制限した。

政府は、2008 年に当時の外相ホール・ナムホン(Hor Namhong)が起こした名誉棄損訴訟の有罪判決に依拠して、野党党首サム・ランシーに逮捕令状を発行した(第 3 節を参照)。

国家安全保障：政府は国家安全保障に対する懸念に相次いで言及しては、政府の政策及び政府関係者を批判する国民の権利を制限することを正当化した。政府は、特に、ベトナム国境の画定を問題にした個人又は、政府が国土をベトナムに割譲したと示唆した個人を全て訴追及び逮捕で脅迫した。

インターネットの自由

政府はインターネットアクセスを制限又は妨害したり、オンラインコンテンツを検閲したりしなかったが、複数の政府機関が私的なネット通信を監視したという信頼筋の報告が複数あった。郵便・電気通信省(Ministry of Posts and Telecommunications)によれば、都心部ではインターネットアクセスは広く利用されており、人口の 31 パーセント以上がインターネットにアクセスしていた。利用者の 98 パーセント以上が固定接続ではなく、モバイルデバイスを介してインターネットにアクセスできる環境にあった。

2015 年 12 月に電気通信法が発効し、この法律は、施設通信装置を用いるネット上の公開討論及びやり取りを内密に監視する広範囲の権限を政府に与えるものと主張する、国内の主要市民社会及び人権擁護活動家から反発の声を招いた。人権擁護 NGO の Licadho によれば、政府は、個人間のあらゆる通話、テキストメッセージ、電子メール、ソーシャルメディア活動及び私信を、個人に知らせず又はその同意を得ずに監視する法的権限を与えられ

ている。政府の国家安全保障の定義に違反するとみなされる意見表明は全て、最長で禁固15年になる可能性がある。2016年11月時点で、この新しい法律に基づく逮捕は発生しなかった。

ある国内人権擁護 NGO によれば、ネット上に投稿した内容を理由に個人が逮捕された事案は20件以上あった。プノンペン特別市裁判所は2016年3月に、科学を専攻する学生コン・ラヤに、「色の革命」をフェイスブック上で呼びかけたとして、禁固18ヵ月を言い渡した。市民社会団体は、この有罪判決を強く批判し、ネット上での表現の自由をさらに制限するための措置と特徴付けた。複数の活動家によれば、政府は、ラヤの事案を利用して、市民社会を怯ませ、威嚇し、妨害しようとしたということである。

内務省は2015年に、全てのSIMカードに特定個人の情報を搭載することを義務付ける規則の施行を開始する意向を発表した。これによって、およそ100万枚ものSIMカードが接続不能になった。2016年9月現在、およそ1,900万枚のSIMカードが使用されていた。これに対し、2015年の利用枚数はおよそ2,000万枚であった。警察はこの新しい規則を、人身売買及びテロ行為等の犯罪を阻止するための必要な一歩であるとして正当化した。この新規要件にもかかわらず、多数の携帯電話会社は、SIMカード所有者の身元を確認しなかった。市民社会団体は、政府はSIMカードの登録から個人情報を利用することができ、これはネット上での表現の自由を抑圧する結果になるのではないかと相次いで懸念を示した。

閣僚理事会の報道・迅速対応部内の「サイバー戦争チーム」は、報道機関及びソーシャルメディアから発せられる「誤った情報」の監視及び対応に責任を負う。2015年7月のサイバー犯罪法案の漏洩は、現政権に異議を唱える個人を逮捕及び有罪にする権限を拡大するための新たな法的メカニズムを政府が展開するのではないかというさらなる恐怖を引き起こした。政府はこれに対し、この法案の最終目標は、「公衆に情報を伝達し」、政府の「名声と名誉」を守り、「誹謗中傷」から政府を防御することだと述べた。

学問の自由と文化的行事

政府は、学問の自由又は文化行事を概ね制限しなかったが、学術関係者は、政治的課題を教える際は、政治家を怒らせないように細心の注意を払っていた。教育省は2016年5月に、官民の教育機関に、教育法は政治に関わる活動及び討議を全て厳重に禁止していることを想起させた。具体的には、法律では、「教育施設及び機関における政治活動及び／又は政党の宣伝を全面的に禁止するものとする」と述べられている。活動家の多くは、この法律は、若年層による野党の支持を抑制することを意図していると主張した上で、学校長の大多数はCPPの支持者であると付け加えた。同省は2016年8月に、教育機関での政治活動を全て

禁じる条例を公布した。政府関係者は、与党に加盟する学内を拠点とする大規模な組織をその適用外としているようだとされたのに対し、この組織は、「人道的理念」を促進した「課外」団体であると述べた。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

平和的集会の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利を尊重しないこともあった。

LANGO は、会合、訓練、抗議運動、示威行進又は抗議デモに事前の許可を義務付けているが、当局はこの要件を一貫性なく執行することがあった。ある条項では、ほぼ全ての平和的抗議デモに 5 日前の通知を義務付けているが、別の条項では私有地での緊急集会又は指定開催地での抗議運動に、12 時間前の通知を義務付けた上で、このような集会の参加人数を 200 人に制限している。州又は地方自治体は法律により、その自由裁量で抗議デモの許可書を交付することができる。特にプノンペン市の下級官吏は、中央政府が特にその集会を認定しない限り、要求を拒否するのが一般的であった。政府のどのレベルでも、与党に批判的な団体に対しては、通常、許可が出なかった。

信頼筋の報告によれば、政府は、結社及び NGO が公開イベントを主催するのを妨害することがあり、当該団体は新たに可決された LANGO の下に登録されていなかったと主張したということであるが、この法律に記載される実施規則は未だ施行されていなかった。当局は、許可を出さない理由として国の安定及び治安に対する不安に言及したが、法律では、「国家の安定」又は「治安」の用語の定義はない。当局は、結社及び NGO の公開イベントの開催を妨害する目的又は、政府に敵対するとみなす会合及び研修会を解散させる目的でも、LANGO の規定を持ち出すことがあった。警察が出動して、許可を得ずに結集した団体を強制解散させることもあった。この結果、抗議デモ参加者が何人か負傷したこともあった。報道機関は、多数の抗議行動を報道した。多くは、土地や労働の紛争に関係したものであった。

ある人権擁護 NGO の報告によれば、政府が平和的集会又は講演会を妨害した事件が少なくとも 42 件発生した。これは 2015 年の件数の 2 倍であった。暮らし向きの向上を目指して農民と連携するコミュニティ主体の組織である、カンボジア農民コミュニティ連盟〔Coalition of Cambodian Farmer Community〕の報告によれば、プレイベン州(Prey Veng)当局は、訓練セッションの 1 つを中止させ、正式な登録書を提示するよう要求したということであ

るが、内務省は、そのような組織の登録は LANGO では義務付けられていないと主張した。

結社の自由

結社の自由は憲法の定めるところであるが、労働者の権利については特に、政府はこの権利を必ずしも尊重しなかった（第7節 a を参照）。

LANGO に記載される曖昧な表記の規定は、「平和、安定及び治安を乱す」可能性がある又は、「国家安全保障、国家統一、伝統及び文化カンボジア社会の文化」を脅かす全ての活動を禁止している。市民社会組織は、この曖昧な表記の規定が、結社の権利を恣意的に制限する重大な危険をもたらしたことに懸念を示した。複数の評論家によれば、LANGO は、行政上の防護措置が欠ける、極めて官僚的で、多段階に及ぶ登録プロセスを規定しており、これによって、登録プロセスに政治が絡みやすい状況を作っている。この法律は、資金調達及び活動に対する面倒な報告義務も課している。さらに、結社及び NGO が保有する成立した資金調達企画案、財務又は贈与契約及び銀行口座を全て開示する義務が組み込まれている。公式データは依然として、入手できなかった一方で、多くの NGO の報告によれば、政府への登録事務処理の保管に問題点があった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

国内移動、海外渡航、出国及び帰還の自由は法律の定めるところであり、政府は上記の権利を概ね尊重した。

亡命：野党党首のサム・ランシー(Sam Rainsy)は、自主亡命の下に、現在もフランスに留まっている。政府は 2015 年 11 月に、同氏が国外にいる間に、名誉棄損罪で同氏に対する逮捕令状を交付した。2016 年末時点で同氏は帰国していなかった。

難民の保護

庇護へのアクセス：庇護認定又は難民の地位の付与は法律の定めるところであり、政府は

難民に保護を提供するための制度を確立した。政府はこの制度の平等な利用機会を全ての庇護希望者に与えなかった。当局は特に、ベトナム出身のモンタニャード族に対し、難民登録プロセスの利用機会を、通常、拒否した。カンボジアの庇護認定制度は収容数に制限を設けており、これによって、長期間待機させられた庇護希望者もいた。政府は 2015 年 4 月に、100 人を超えるキリスト教徒モンタニャード族の庇護希望者を入国させないようにする意図で、ラタナキリ州(Ratanakiri-Dak Lak)のベトナム国境に 1,000 人を超える兵士を配置した。国連難民高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)(UNHCR)は 2015 年 5 月に、13 人のモンタニャード族集団をフィリピン難民申請手続きセンターに移送し、再定住のための第三国を要求した。他の 16 人の庇護希望者集団は、プノンペン市での難民の地位申請を却下された末、2016 年 7 月に、自主的に本国に帰還した。

強制送還：政府は 2015 年に、難民の地位の決定を行わずにモンタニャード族庇護希望者 50 人をベトナムに強制送還し、これにあたって「経済移民」であったと述べた。UNHCR によると、現在プノンペン市に留まっているモンタニャード族は 170 人を超え、庇護希望者として登録することを希望しているが、内務省難民局は、これを許可しなかったということである。同省は 2016 年 10 月に、広範囲に及ぶ聞き取り調査を行った結果、在留するモンタニャード族のほぼ全員に庇護認定を付与しないと発表し、「調査で得た回答は難民条約に適合するものではない」と述べた。国内メディアは当初、同省は 2 週間以内に、退去を命じ、従わない場合は逮捕されベトナムに強制送還される旨の通知を提示すると報道したが、同省は後日、この期限を延期した。

雇用：ある NGO によれば、政府が提供した書類は不十分で、2015 年に難民の地位を付与された 85 人は、これによって就労、銀行口座の開設又は公共サービスの利用を許可されなかった。

恒久的解決：オーストラリアとの 2014 年協定に従って、政府は、ナウルで拘束されていた難民 5 人の国内再定住を容認した。ロヒンギャ 1 人が単独で入国したのに続いて、4 人の集団が入国した。国内メディアの報道によれば、当局はこの 4 人を政府が提供した小屋に監禁し、約束に反して、住居を探すことも社会に統合することも許可しなかったということである。4 人の難民はその後、本国に帰還した。この中には、イラン人夫婦 1 組が含まれ、2016 年 3 月にイランに帰還した。ロヒンギャ難民はカンボジアに留まったということである。難民が市民権を得る有効な手段はなかった。

無国籍者

国内には、事実上無国籍状態の常居者がおり、政府は、かかる個人に国籍を取得する機会を供与するための法律又は政策を事実上施行しなかった(第6節、子どもを参照)。

UNHCR が実施した 2007 年の調査によれば、カンボジアに居住する潜在的無国籍者はおよそ数千人にも上るとのことである。この推計は事例証拠に基づくもので、在カンボジア UNHCR 代表は、この数字を確定的であるとみなさなかった。無国籍状態の最もよく見られる理由は、出身国が発行する適切な書類がないことであった。

UNHCR の報告によれば、カンボジアの無国籍者は主にベトナム人だということである。ある NGO によれば、国籍を証明する証拠がない個人はたいてい、正規雇用、教育、婚姻届及び裁判の機会又は土地所有権を与えられなかった。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

国民は、憲法の規定により、秘密投票によって行われ、普遍的且つ平等な参政権を基本とする、自由かつ公正な定期的選挙を通じて政府を選任することができる。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2013 年に行われた最近の国政選挙は、概ね平和であり、前回の国政選挙と異なり、どの当事者も、干渉を受けずに、ほぼ臆することなく選挙運動に参加した。選挙期間を通じて混乱はほとんど発生しなかったが、投票プロセスには不正行為が多数見られた。仮有権者票を使った投票者が予想外に多かったという主張もその 1 つである。また、政府の独自の計数では、有権者の 9 パーセント以上が、有権者登録一覧に生じた問題によって、投票できなかった。選挙に先立って、多数の市民社会組織が有権者の選挙権剥奪問題も特定したが、NEC は顕著な是正措置を講じなかった。複数の監視団の指摘によれば、選挙で見られた不正行為の規模は、独立した調査の実施に値するものであったが、完全且つ透明な調査は行われなかったということである。CNRP は、NED の改革に向けた与党 CPP との合意に達した 2014 年 7 月まで、国民議会への参加を拒否した。

CPP と CNRP はこの合意の一環として、投票率の上昇に向けて、乾期に当たる 2018 年 2 月に国民議会選挙を延期することにも同意した。しかし、政府は 2015 年 8 月に、国民議会選挙を 2018 年 7 月に実施する意向を公表した。これは覚書の明らかな違反であった。2017 年の郡議会選挙及び 2018 年の国政選挙に向けて政府が準備を進めるのに伴い、市民社会及び人権擁護活動家は、政府はその見解に反対する個人を抑圧する追加戦術を利用するのではないかと危惧しているということである。複数の監視団は、CNRP が任命した又は黨員の NEC

職員の一部が重大な法的嫌がらせを受けた時点で、委員会の中立性について懸念を表明した。政府は、NEC のニー・チャクリャ(Ny Chakrya)副事務局長を拘禁し、ケム・ソカーの不倫相手とされる女性の買収容疑で告発された ADHOC の人権擁護活動家 4 人を支援したと主張した。プノンペン第一審裁判所は、2014 年の抗議運動に参加した罪状について、CNRP の被任命者 4 人の 1 人、ロン・チュン(Rong Chhun)を召喚した。

政党及び政治的な参加：2015 年 10 月に、国民議会の周囲で発生した抗議運動後、抗議者は野党議員 2 人を襲撃し、殴打した。一部の市民社会団体によれば、抗議運動をけしかけたのは政府だったということである。ソーシャルメディア利用者は、襲撃者の少なくとも 1 人は首相の護衛部隊(Bodyguard Unit.)の隊員だと確認したと主張した。2015 年 11 月に、加害者の嫌疑を受けた 3 人は警察に自主した。いずれも首相の護衛部隊の隊員であった。この襲撃事件の調査のために創設された政府委員会は、他の加害者の関与を示す映像の証拠があるにもかかわらず、裁判所命令が出ない以上、これ以上被疑者を調査するつもりはないと述べた。裁判所は、加害者の禁固 4 年を言い渡したが、その後、禁固 1 年に減刑した。

プノンペン特別市裁判所は 2015 年 11 月に、名誉棄損訴訟での有罪判決を野党党首のサム・ランシーの逮捕命令を発令した。野党支持者の主張によれば、自主亡命からの帰国及び 2013 年の選挙への出馬を許可するランシーが 2013 年に受けた国王恩赦によって、この判決は無効になった。裁判所は、フン・セン首相がランシーに対し、政府に対する言葉による攻撃は訴追という結果になりかねないと公然と警告してからわずか 24 時間後に逮捕令状を公布した。国民議会はこれに続いて、ランシーを議会から追放する投票を行い、これによって、同氏の議員非訴追特権は取り消された。ランシーの逮捕命令は、国外への渡航中に発生した。複数の監視団によれば、これこそが、政府がこの野党党首を帰国させないようにした証拠であると述べた。

政府はその後、23 歳の美容師コーム・チャンダラティ(Khom Chandaraty)との不倫問題の申立てを理由に、野党副党首のケム・ソカーに対する一連の捜査及び法的行為を開始した。2016 年 2 月に、ソカーとチャンダラティのものとされる一連の電話での会話が、ネット上に匿名で投稿された。この記録の 1 つでは、ソカーとされる男性が女性に家とかなりの額の金銭を与える提案をしていた。ACU はこれを根拠に、ソカーの財務状況の調査を開始した。伝えられるところによれば、内務省のテロ防止部等の他の政府機関及びプノンペン特別市裁判所も、この情事の調査を開始した。2016 年 5 月 2 日に、チャンダラティがソカーと会うためにタイに渡航する際に便宜を図ったとして、CNRP の議員 2 人が人身売買罪の可能性を問う出廷命令を受け取った。当局は、2016 年 5 月 17 日に、尋問を求めてソカーを召喚した。ソカーは議員の不起訴特権を引き合いに出して、この出廷命令も当該事案に関連するその後の召喚状も聞き入れなかった。裁判所は 2016 年 9 月 9 日に、裁判所からの召喚

に応じなかったとして、ソカーに禁固 5 ヶ月及び 800,000 リエル(200 ドル)の罰金刑を言い渡した。2016 年 11 月 4 日に、上訴裁判所は禁固 5 ヶ月の実刑判決を支持した。当局は、録音された通話の漏洩を調査しなかった。

一部の NGO 及び政党の主張によれば、与党 CPP への加盟は、贈答品、政府の支援の提供及び商業用地の営業権等の物質面での利益に恵まれるということである。政府は 2015 年 6 月に、在外大使には CPP の「委員会役員」の職務を兼務させ且つ、在任国での CPP のための加盟促進運動の統制及び、資金調達活動を担当させる意向であることを発表した。2015 年 11 月に、駐韓カンボジア大使は、韓国で暮らす大使館員に、訪韓中の野党幹部が主催する野党を支持する大会に参加する場合は、逮捕及び国外追放を受けると述べた。

仏教僧はこれまで、有権者登録で困難に遭遇してきており、登録できた場合でも、選挙プロセスへの全面的参加は許されなかった。国内の Mohanikaya 派の総主教は、国内選挙への参加を差し控えるよう仏教僧に呼びかけ、かかる禁止事項を成文化する法律の制定を政府に促した。NEC の報告によれば、内務省は聖職者の選挙権を支持したにもかかわらず、僧侶に対する有権者票の発行を拒絶した。

内務省は 2016 年 9 月時点で、新規登録された政党の数に関する情報を公表していなかったが、複数の報道によれば、数党が新規登録されたということである。

女性及びマイノリティの参加：女性及びマイノリティの構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はないが、女性の政界参入は、文化的伝統により制限を受けた。しかしながら、2013 年の国政選挙には何人もの女性が出馬した。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、公務員の汚職に対する刑罰を定めているが、政府はこの法律を事実上施行せず、公務員は買収行為に携わっても、たいてい、汚職刑事罰を免れた。

汚職：刑法は様々な汚職行為を定義付けており、そのような行為に適用される刑罰を定めている。汚職防止法は、汚職防止評議会(National Council Against Corruption)及び ACU が汚職の不服申立てを受理及び調査する法的根拠を定めている。ACU は市民社会にあまり協力的でなく、汚職撲滅に対する効果を発揮していないとみなされていた。内閣府機関の 1 つである閣僚評議会は 2015 年 6 月に、汚職疑惑に関する立法府の質問に回答するに先立って、上司からの承認及び許可を申請することを公務員に義務付ける指令を公布した。

汚職は社会のあらゆる部門及び政府の各部門で蔓延していた。警察、検察官、調査裁判官及び裁判長が違法事業の担当者から賄賂を受け取ったという報告が複数あった。国民は、汚職について頻繁に且つ公然と不服を申し立てた。下級公務員間の「汚職の存続」に寄与しているのは薄給であるのに対し、上級公務員間では、刑事免責の文化によって汚職が盛んに行われていた。

ある汚職監視 NGO によれば、2015 年に発生した汚職事件は 297 件で、比較すると 2014 年は 217 件であった。この事案のうち 11 件は、司法、行政及び立法府の上級公務員による重大な職権濫用に関連し、135 事案は、政府高官の贈収賄及び不正行為に関連し、133 件は、政治目的のための財源の不正利用に関連し、18 件は、縁故主義及び身内最良主義に関係した。別の報告書には、フン・セン首相の家族成員の多数の不動産が記録されていた。

資産公開：選挙で選ばれた管理及び任命された官吏等の公務員は、法律により、財務状態及び資産公開に関する規定の対象になる。ACU は、公開内容を受理する責任を担う。不遵守に対する刑罰は禁固 1 ヶ月から禁固 1 年の範囲で異なる。ACU の 2015 年の報告によれば、資産公開を義務付けられた公務員 5,255 人の遵守率は 99.9 パーセントであった。上級公務員の資産公開は公表されず、汚職容疑で起訴されない限り、知られることはなかった。ACU は 2016 年 3 月に、不倫相手とされる女性に資産及び現金を渡す約束をした疑いを理由に、ケム・ソカーの資産公開記録を公表する意向を発表した。これまで、公開記録が公表されたことはなかった。

情報の一般公開：法律により、公文書として保管される情報文書は無制限に閲覧することができる。ただし、法律により、他の特定されていない公文書の閲覧は、20 年後に初めて許可され、国家安全保障及び生命の保全に影響を及ぼす文書は、それぞれ、40 年後と 120 年後に初めて公表が許可される。一部の NGO の報告によれば、情報の入手は困難であり、入手プロセスが複雑な上、政府は通常、情報要求に対応しようとしなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の様々な人権擁護団体は、概ね、政府の制限を受けずに活動したため、複数の人権侵害事案について調査し、調査結果を公表した。政府関係者はある程度までは協力的で、擁護団体の見解に対応を示したが、非協力的な姿勢を伝える報告が複数あり、ADHOC に対する事例等の、政府関係者による威嚇が伝えられたこともあった(第 1 節 e を参照)。

国内外の複数の人権擁護団体が、地方自治体職員及び政府と結び付きのある個人から脅迫

や嫌がらせを受けた。これは、NGO が後援者を務める集会の制限及び妨害、言葉による威嚇、告訴の脅迫及び、LANGO の規定を正当な根拠とする官僚の妨害という形で現れた。

国内ではおよそ 25 の人権擁護 NGO が活動している他、他の分野での活動の一環として人権に主眼を置く NGO が 100 もあったが、訓練プログラム又は人権侵害の調査を積極的に行っているのはごく少数だけであった。

国連又は他の国際機関：政府は、国際機関に概ね協力的で、国連代表の訪問を許可した。カンボジアの人権に関する国連特別報告者ローナ・スミス(Rhona Smith)は、2016 年 3 月に、女性、先住民族及び、人種及び民族的差別の被害者等の、立場の弱い周縁化された集団の状況を視察するための公式訪問を実施した。スミスは、2016 年 10 月に、プノンペンの追訪を実施した。当局は、スミスとの会談を政府関係者が嫌がる説明として、「行政上の理由」を頻繁に引き合いに出した。政府は、定期的に、一連の人権問題に対する国連代表の発言について、公然と厳しく非難した。

政府の人権団体：政府には 3 つの人権機関があった。これは、一方が上院、もう一方が国民議会に所属する 2 つの個別の人権保護・苦情受理委員会と、内閣の直属機関であるカンボジア人権委員会である。上記の委員会は、定期会議を実施することも透明な活動を実施することもなかった。カンボジア人権委員会は、普遍的定期審査(Universal Periodic Review)等の、国際人権審査プロセスへの参加に関する報告書を提出し、複数の国際組織及び政府機関からの報告書に対する回答を公表したが、独立した人権調査は行っていなかった。信頼できる複数の人権擁護 NGO は、政府の人権委員会は、十分に効果を発揮していないとみなした。

政府は混合裁判所の ECCC を擁して、クメール・ルージュ政権時代の幹部及びクメール・ルージュ政権時代の人権侵害の最高首謀者の審理を行った。一部の監視団は、ECCC に委託された裁判権に対する政府幹部の公式見解は、間違いなく政治的干渉だと考えたが、この見解が同裁判所の作業を妨害した証拠はなかった。2015 年末時点で、ECCC は、クメール・ルージュ政権の犯した後期の犯罪の審理を開始していた。これには、チャム族の大量虐殺の申立て、強制結婚、強姦、内部粛清及び特定の治安施設及び職場で行われた犯罪に起因する罪状などがあった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦及び暴行は法律で非合法化されている。国内外の複数の NGO の報告によれば、女性に対する暴力は、ドメスティック・バイオレンス及び強姦を含め、日常的に発生した。強姦に対する刑罰は5年以上30年以下の禁固刑である。刑法には配偶者による強姦に特定した言及はないが、この行為自体は「強姦」、「傷害」又は「品位を傷付ける暴行」として訴追することができる。配偶者による強姦及びドメスティック・バイオレンスに対する刑法に基づく告発はめったに発生しなかった。ドメスティック・バイオレンス法では、ドメスティック・バイオレンスを非合法化しているが、具体的な刑罰は定めていない。ドメスティック・バイオレンス犯罪の処罰には刑法を用いることが許されており、刑罰は1年以上15年以下の禁固刑になる。アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、公立病院は、州レベルではそれぞれ1ヵ所ずつしかなく、ブノンペン市内には州立病院より大きな病院が数ヵ所ある。これらの病院には、強姦被害者の診察及び裁判所で証拠能力を認められる診断証明書の発行に向けた十分な設備が整っていた。

ADHOC は2015年10月時点で、被害者が死亡する結果になった強姦の報告を183件受理した。このうち、33事案は裁判で審理され、1事案は当局によって仲裁された。残りの事案は未決状態であった。ADHOC が2016年8月現在で受理した重篤な傷害に至ったドメスティック・バイオレンスの報告は、114件であった。強姦及びドメスティック・バイオレンス事案の届出件数は2014年の同時期に比べて増加したが、加害者の報復に対する女性の恐怖心により、実際の発生件数はこれよりはるかに多い可能性が高い。計画省(Ministry of Planning)及び女性問題省(Ministry of Women's Affairs)は2016年1月に、女性の健康及び生活体験に関する全国調査(National Survey on Women's Health and Life Experiences)を公表した。この調査では、国内の女性の5人に1人が、性的暴力及び／又はドメスティック・バイオレンスを経験していた。内務省によれば、総犯罪件数は減少したが、強姦事案は、2014年に比べて、2015年は12パーセント増加した。2013年の国連の報告書では、聞き取り調査を受けた男性1,863人のうち20パーセントが、女性を強姦したことを認めた。

女性問題省は2016年7月に、政府及び市民社会の代表と会合を開き、女性に対する暴力防止を目指す第二次国家行動計画(Second National Action Plan to Prevent Violence against Women)の実施について話し合った。この計画では、親密なパートナーによる暴力及び性的暴力を扱っている。同省は、女性に対する暴力に政府が対応する事案において、刑事責任及び透明性を強化するための、政府内の新しい届出制度を公表した。女性問題省も複数の NGO 及び国内の報道機関と連携して、女性に関する題目でラジオ及びテレビ番組を制作した。政府は、配偶者による虐待、売春及び人身売買の対象になりやすい貧しい女性に訓練を施した NGO に対する財政援助も行った。

2016年8月時点で、ADHOCはドメスティック・バイオレンス事案を52件、強姦事案を67件調査した。一方、人権擁護団体Licadhoは、ドメスティック・バイオレンス事案を62件、強姦事案を33件調査した。複数のNGOの報告によれば、当局はドメスティック・バイオレンス法を積極的に執行せず、家庭内の争いに関与するのを避けた。

セクシャル・ハラスメント：刑法はセクシャル・ハラスメントを非合法化しており、6日以上3ヵ月以下の禁固刑及び100,000リエル以上500,000リエル以下(25ドル以上125ドル以下)の刑罰を課している。国際労働機関(International Labor Organization)(ILO)の2013年の調査によれば、女性縫製労働者の5人に1人がセクシャル・ハラスメントを受けたことがあった。当局は2016年5月に、韓国への公式訪問中に、担当した韓国人通訳に性的虐待を行った教育省の上級職員をその後降格した。この職員が12,300ドルに相当する罰金を支払った後、当局は告発を取り下げた。多数の活動家は罰則が寛大すぎると主張したが、同省は、この職員を降格させる決定は公務員に適用される法律に基づいて下されたと述べた。セクシャル・ハラスメント事案に関する情報はほとんど入手できなかった。

性と生殖に関する権利：一般に、夫婦も個人も、差別、強制又は暴力を受けずに、子供の数、子の年齢間隔及び出生タイミングを自由に決め、生殖に関する健康を管理し、これを実践するための情報及び手段を利用することが許されている。女性は、避妊具及び妊産婦検診を利用する機会及び分娩時及び産後ケアに熟練した看護を受ける機会を与えられていたが、収入及び地理的障害により、この機会は制限されることが多かった。世界保健機関(World Health Organization)によると、2015年の妊産婦死亡率は、生児出生100,000回あたり161回であった。比較したところ、2014年は生児出生100,000回あたり170回であった。妊産婦死亡率の高さに影響を及ぼす主な要因としては、保健医療施設、医薬品及び熟練した助産師の不足などが挙げられた。カンボジア人口・保健調査.(Cambodia Demographic and Health Survey)2014によれば、15歳から49歳の婚姻女性における、近代的な避妊法の普及率はおよそ39パーセントで、15歳から19歳の女性の12パーセントが1人目の子どもを出産又は妊娠していた。

差別：女性に対する平等な権利、同一労働同一賃金及び結婚における平等な地位は、憲法の定めるところである。女性の大半は、平等な財産権、離婚訴訟を申し立てる同等の法的地位及び教育及び一部の職業に対する平等な機会を与えられたが、文化的伝統及び育児責任によって、女性が企業の重役に就く可能性は限られており、場合によっては、労働市場への参入も限られることがあった。軍、警察及び公務の大部分は男性で占められていた。

子ども

出生登録：両親がカンボジア王国で生まれ、そこに適法に住んでいる場合又は、いずれか一方の親が上記以外の合法的手段で市民権を取得している場合は、子どもの市民権は、法律により、クメール人でない母親及び父親からの出生により発生する。クメール人はカンボジア国民とみなされる。内務省は改正された出生届制度を実施したが、主に親が生まれてすぐ届け出ないために、全ての出生が速やかに届け出られることはなかった。1970年代半ばから1990年代半ばに生まれた子どもも、内戦、クメール・ルージュ政権下での残虐行為及びその後のベトナムの占領が原因で登録されなかった。その後遅れて家族を得た未登録者の多くは、出生届の必要を認識していなかった。若者は通常、必要に迫られるまで届出を行わなかった。

出生届の未提出は、公共サービスの拒否等の差別を生む結果になった。UNHCRが委託したカンボジアの無国籍者に関する2007年の調査結果によれば、出生届のプロセスには、たいいてい、少数民族及び無国籍者の子どもが組み込まれていなかった。公民権を剥奪されたコミュニティに奉仕を施す複数のNGOの報告によれば、当局はたいいてい、出生届がない子どもに対し、一連の規則及び、教育や保健医療の機会を拒絶した。複数のNGOによれば、かかる個人はたいいてい、雇用機会、財産の所有、投票又は法制度の利用機会を許可されなかった。

教育：9年生までの教育は無償であるが、義務ではなかった。自給農業で家族の手伝いをするために退学する、他の経済活動で就労する、過齡入学する又は、全く学校に通わない子どもが多数いた。政府は、女兒の教育を受ける平等な機会を否定しなかったが、農村地域では特に、人手不足の家族はたいいてい、男児を優先した。国際組織の報告書によれば、都市部では、入学者数は初等教育後の女兒に著しい減少が見られたのに対し、農村地域では初等教育後の男児に著しい減少が見られた。学校までの距離が遠い地域が多く、移動手段が問題であった。これは、自宅から学校までの移動時における安全上の不安により、女兒に特に影響を与えた。

児童虐待：複数の監視団によれば、児童虐待は日常的に発生しており、加害者が起訴されることはめったになかった。国連児童基金(United Nations Children's Fund)の2014年の調査によれば、女性回答者の61パーセント及び男性回答者の58パーセントが、13歳から17歳の間にドメスティック・バイオレンスを受けたことがあった。子どもの強姦は依然として、重大な問題であった。ADHOCは、18歳未満の個人に対する強姦事案及び強姦未遂事案の報告を99件受理した。Licadhoは、集団レイプ4件を含む、116件の強姦事案を調査した。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は男女とも18歳であるが、親の許可がある場合は、16歳の子どもも合法的に結婚することを許される。児童婚は文化的に、問題とみなさ

れなかった。政府はある国内 NGO と協力して、法定最低年齢要件に対する意識向上に向けた措置を複数講じた。

児童の性的搾取：15 歳未満の個人との性交は違法である。政府は売春宿の一斉取締りを相次いで行い、子どもの性的目的の人身取引被害者を特定及び救出したが、子どもの性的目的の人身取引の多くは秘密に行われており、ガーデン、マッサージパーラー、サロン、カラオケバー及び非営利施設等の「間接的な」風俗店で発生した。警察は、売春宿で発生した子どもの性的目的の人身取引事案又は被害者が直接不服申し立てを持ち込んだ事案を相次いで捜査したが、これより複雑な事案は通常、追究しなかった。政府は、人身売買の捜査におとり捜査技術を利用することを認める正式なガイダンスを公布しなかった。明確な権限がないために、捜査官は子どもの売春斡旋業者に全面的に刑事責任を負わせることができなかった。

カンボジアは依然として、子どものセックスツーリズムの送り先国であった。2015 年に公表されたある NGO の報告書では、3 つの主要都市の商業風俗施設における子ども従業員数を精査し、その結果、2013 年の 8.2 パーセントと比べて、従業員の 2.2 パーセントが子どもであることがわかった。政府は、この法律を使って、売春に携わる子どもの搾取を理由に、風俗施設の外国人客及びカンボジア人客の両方を訴追した。この法律では、営利目的の子どもの性的搾取に対し、2 年以上 15 年以下の禁固刑を定めている。同法では、児童ポルノの撮影及び所持も禁じている。

国内のある人権擁護団体によれば、政府と癒着する加害者は、同法の下に刑事責任を問われなかった。国内の専門家は、子どもとの性行為を金で買う外国人に、政府が適切な処罰を科さないことについて不安を報告した。政府のあらゆるレベルで蔓延する汚職により、どの官吏も子どもの売春あっせん業者の訴追を強化する個々の能力を発揮できなかった。政府は、加担した政府関係者の捜査又は訴追に向けていかなる措置も講じなかった。

故郷を追われた児童：政府は、更生施設でストリートチルドレンに十分なサービスを提供しなかった。ある国内 NGO の推計によれば、故郷を追われた子どもの数は、2014 年とほぼ同じで、家族関係がないプノンペンのストリートチルドレンは 1,200 人から 1,500 人、街頭で働くが夜になると家族の元に帰る子どもは 15,000 人から 20,000 人であった。プノンペン市内の街路で家族と暮らしている子供も 200 人から 400 人いた。

2014 年の政府の調査結果によれば、公営及び民営施設で暮らす孤児 12,000 人のうち 70 パーセントは、親又は親以外の血縁者がいた。国内の孤児院の数は、2005 年の 155 ヲ所から 2014 年には 225 ヲ所まで増え、このうち 23 ヲ所が公営施設であった。NGO 及び他の監視

団の主張によれば、多数の民間孤児院は管理が不十分で、外国人からの寄付を集めるために、シャム族の孤児を多数収容していた。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の親による子の奪取に関する年次報告書を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

プノンペンには、小規模な外国人ユダヤ教徒住民のコミュニティがあった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

障害者の差別、無視、搾取又は放置は法律で禁じられている。障害者の法律上の定義には、精神障害者及び知的障害者が含まれており、公共の建物及び教育等の公共役務は、法律により、障害者が利用できる設備を備えることを義務付けられている。

飛行機での移動又はその他の交通機関に対するアクセシビリティは法律では扱われていない。障害者の権利の保護に全責任を負うのは社会問題省であるが、法律は、保健省、教育省、公共事業・運輸省及び国防省等の、他の省にも具体的な職務を割り当てている。

政府は全てのテレビ局に対し、全ての番組制作に手話通訳を採用するよう要求した。

2016 年 9 月現在で、手話通訳を採用したのは大手テレビ局 1 社のみであった。

閣僚評議会は、この法律を支持する 4 つの閣僚会議令を承認した。

様々な NGO が運営するプログラムによって、障害者の治療及び更生に著しい改善が見られたが、障害者は、専門職の取得において特に、重大な社会差別を受けた。

障害度が軽い身体障害児は、普通学校に在籍した。重度障害児は、プノンペン市の NGO が後援する障害児の学校に在籍した。ある NGO によれば、重度の障害を持つ生徒はプノンペ

ン市以外では教育を受けられなかった。

障害者の投票権又は民事に参加する権利に対する法律上の制限はないが、政府は障害者の市民的社会参画を支援する協調努力を行わなかった。

国籍／人種／少数民族

国内法に基づくマイノリティの権利は明示的に定められていない。憲法上の保護の範囲は、「クメール人」に限定されている。中国人及びベトナム人は、国内最大の少数民族であった。中国人は社会に受け入れられていたが、ベトナム人に対する社会の敵意は依然として存在し、国家及び文化に対する脅威と広くみなされていた。野党を含む一部の集団は、反ベトナム人を強く掲げる発言を行い、ベトナム政府による CPP の政治的支配、国境侵略及び、ベトナム民族に責任の一端があるとみなされているその他の問題について苦情を申し立てた。

先住民族

国土省は、先住民コミュニティが先祖の土地及び天然資源を保護する努力を支援して、22,378 エーカーの土地で暮らす 752 世帯で構成される 11 の先住民コミュニティに共有地の権原を交付した。複数の NGO が批判したところによれば、共有地の権原の施行は遅れており、土地の売却及び営業権の一時的停止が相次いで要求され、先住民族コミュニティに影響を及ぼしたということである。国内外の複数の NGO は、先住民族コミュニティで、土地の登記手続きに関する教育活動を行い、紛争における法的代理権を提供した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

同意による同性間の性行為を非合法化する法律はなく、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者及び性転換者(LGBTI)の人々に対する公的な差別はなかったが、農村地域では特に、何らかの社会差別及び固定観念の強要が発生した。

性的指向に基づく、雇用、無国籍又は教育や保健医療の利用機会に対する公的な差別の報告はなかった。しかし、同意による同性間の性交は通常、国民全体から、恐怖及び疑惑の目で見られており、差別を伴う事案を届け出ることが可能な団体はごく少数しかなかった。LGBTI の人々に対する非公式の差別は依然として発生した。カンボジア人権センター(Cambodian Center for Human Rights)が公表した、学校内での LGBTI 差別に関する 2015 年の報告書によれば、LGBTI 回答者の 62.7 パーセントが、いじめを報告し、このうち 93.6 パー

セントがいじめは自分の性的指向又はジェンダー・アイデンティティに対するものだったと報告した。調査対象者の約 17 パーセントは、教師からいじめに遭ったと報告した。

ある国内の LGBTI 権利擁護団体の報告では、家族成員からのドメスティック・バイオレンスを含め、LGBTI の人々に対する暴力又は虐待事件は 100 件を超えたということである。社会的な不名誉又は脅迫により、これ以外にも、報告されなかった事件が複数あった可能性がある。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

ワシントン大学の保健指標評価研究所(Institute for Health Metrics and Evaluation)の調査によれば、カンボジアにおける 2015 年の HIV 罹患者はおよそ 82,970 人で、2014 年から 6.6 パーセントの増加であった。2010 年の人口・保健調査によれば、女性の 21 パーセント及び男性の 18 パーセントが、HIV/エイズ罹患者に対する差別的態度を報告した。無免許の医療従事者が不注意でおよそ 290 人もの村民を HIV に感染させた 2014 年の事件発生後、被害者は、同じコミュニティの住民からの社会的汚名を報告した。その中には被害者との交流を拒否した者もいた。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

民間部門の労働者が、事前の許可なしに労働組合を結成し、自身が選択する組合に加入する権利、ストライキを行う権利及び団体交渉を行う権利は、法の定めるところである。国民議会は 2016 年 4 月 4 日に、新たな労働組合法(Law on Trade Unions)(TUL)を採択した。TUL は全面的な発効に先立ち、TUL の解釈に不可欠な 9 の実施規則の公表を義務付けており、2016 年 11 月時点で、このうち 4 つが公布された。TUL は、労働裁判所の設立に関する法令の導入も要求している。

TUL は、ストライキの権利に新たな制限を設け、組合問題への政府の介入を促し、特定区分の労働者を組合への加入から除外し且つ、労働組合の解散を求めることを第三者に認めている一方で、雇用主の不正な労働慣行には最低限の刑罰しか科していない。労働組合は法律により、憲章、役員一覧及び銀行取引の詳細を、労働・職業訓練省に提出しなければならない。TUL は、未登録の労働組合の活動を禁止している。ILO は、2017 年第 1 四半期に予定される ILO の「直接面会ミッション」を申し入れ、政府はこれを承諾した。ミッションの目的は、国際基準の遵守について指導を行うことであった。公務員、教員、国営企業

の被用者及び、銀行、保健医療及び情報部門の労働者は、LANGO に基づく結社に限って結成することが許され、労働組合の結成は許されない。ILO は政府に対し、結社及び団体交渉の自由に対する公務員の権利を定めるよう相次いで要請した。空路及び海路輸送産業の従業員は、自由に組合を結成することはできるが、社会保障及び年金支給を受ける権利はなく、法の定める労働時間の制限の適用除外対象になっている。

団体交渉に関する規則により、企業内に設置される単独の労働組合は、「最も代表的な労働組合の地位(Most Representative Status)(MRS)、つまり、その労働組合が交渉単位における最大数の労働者及び企業の全労働者の 30 パーセント以上を代表することを証明しなければならない。ある組合が MRS を獲得した時点で、他の組合は団体労使紛争で労働者を代表することはできなくなる。TUL は、ある組合に最も代表的な組合の地位を付与することに第三者が異議を唱えることを認めているが、この異議は、この地位を政府が拒否する根拠になることがある。ILO によれば、第三者の異議を認める規定は、国際レベルで合意された結社及び団体交渉の自由に対する労働者の権利に抵触するということである。雇用主は、法律により、労働組合が MRS を達成する時点で、その組合が団体交渉協約を提言すると同時に速やかに交渉を開始しなければならない。法律は両方の当事者に、規則に準ずる交渉プロセスに合意し、合理的な申し出及び対案を提言するよう義務付けている。雇用主は、組合の要請に応じて、組合活動を行うための施設及び交渉プロセスに関係する全ての応報を提供しなければならない。

労働者は法律の規定により、いくつかの要件が満たされる時点で初めてストライキを執行することができる。これには、組合の登録成立、労使紛争のストライキ以外の(交渉、和解又は調停等の)妥結方法の失敗、最低 60 日間の労使紛争、組合加入者の秘密投票及び、雇用主及び労働省への 7 日間の事前通知などがある。TUL によれば、ストライキを執行する労働組合の決定には、ストライキ執行会議に出席する組合加入者の絶対多数の承認が不可欠である。この会議には、組合全加入者の絶対多数という定足数の出席が必須である。組合がストライキの投票を実施した時点で、裁判所は、このストライキに対する禁止命令を公布し、雇用主に交渉の再開を義務付ける権限を与えられる。

反組合的差別からの自由等の結社の権利及び、団体交渉権の政府の実施には、かなりのばらつきが見られた。法律は、結社及び団体交渉の自由の規定違反に対し、500 万リエル(1,250 ドル)以下の罰金を定めているが、雇用主又は政府と足並みをそろえる組合の加入者による反組合的差別行為、威嚇及び報復は、概ね、処罰されなかった。政府関係者、雇用主及び、特に政府を支持する組合を運営する組合幹部間の癒着関係によって、政府が労働者の権利侵害に取り組む意欲はあまり発揮されなかった。国内の労働組合の大多数は与党に付属しており、野党に付属する又は独立して活動する組合はごく少数であったため、この関係に

よって、組合幹部は差別事案を報告することができず、独立した組合活動は妨害された。政府は、法の施行、特に、労働監督官を提供するための訓練及び資源の提供に、十分な資金を投入しなかった。

団体労使紛争が発生すると、労働省の労使紛争局(Department of Labor Disputes)はまず、紛争の和解を試みる。解決に至らない場合は、同局はこの事案を仲裁評議会(Arbitration Council)に委任する。仲裁評議会とは、寄付金で運営され、団体労使紛争の発生（例えば、単独の事業体が複数の従業員を解雇する時等）において、労働法規を解釈する。仲裁評議会による審理に先立ち、当事者は、同評議会の決定に法的拘束力があるかどうかを検討する選択肢を与えられる。両方の当事者が公布後 8 日以内に仲裁の裁決に異議を申し立てない場合は、紛争はその時点で解決したとみなされる。

仲裁評議会が審査を行う事案の多くは、繊維及び衣料産業で発生したものであった。カンボジア縫製業協会(Garment Manufacturers Association)(GMAC)という産業団体と 8 つの組合連盟間で締結された、工場及び労働者に同評議会の裁決の承諾を約束させた、2012 年の覚書が 2014 年に満了して以来、評議会の裁決の多くは法的拘束力を持たなくなった。2014 年以降、この覚書の加盟者は 3 回にわたって話し合いの場を設け、労働法の問題について相互に協議した。同評議会の職務を拡大し、個別及び団体の利害紛争を組み込むと共に、その決定を一様に義務化するよう政府に要請した組合もあった。

労働省の正規の紛争解決手続きでは、和解を第一に、次いで仲裁を要求する。しかし、実際のところ、団体紛争の解決に一貫性は見られなかった。ストライキに関わる労使紛争を扱うためのストライキ及び抗議デモ解決委員会(Committee for the Settlement of Strikes and Demonstrations)が創設されたことにより、労使紛争解決局との管轄権は不明確になった。ある事案では、同省は労使紛争の法的解決手続きに携わることを拒否し、介入を求める書簡を裁判所に送付した。別の事案では、同省は、書類業務が必須でない仲裁評議会に事案を委ね、これによって紛争は未解決状態になっている。

個別労使紛争は、裁判所に持ち込むことができるが、司法制度は、公平性及び透明性の両方に欠けていた。専門の労働裁判所はないが、TUL で義務付けられるところに従って、労働省はかかる(労働審判所と呼ばれる)裁判所を 2017 年までに設立することを約束した。労働省は、労働裁判所の構成及び役割をめぐる討議を続けており、2016 年 12 月 13 日時点で、この調停審判所の関係性は明確になっていなかった。

労働者は、自由な結社の権利の行使を試みる際の様々な障害を報告した。伝えられるところによれば、一部の雇用主は、組合を正式に認定する通知状に署名すること(政府が正式な

救済策を提供しなかった状況)又は、組合に加盟した被用者の短期雇用契約の更新を拒否したということである。縫製部門では労働者の多くが下請け契約者として雇い入れられており、これによって、組合の結成は困難になった。

公的部門の労働者間の組織化は、依然として大きな障害に遭遇した。例えば、カンボジア独立教員協会(Cambodian Independent Teachers Association)は、公的部門の組合に対する禁止を理由に、内務省に「協会」として登録されており、政府はこの協会の示威行進及び抗議運動の許可要請を拒否した。やはり公的部門の協会であるカンボジア独立公務員協会(Cambodian Independent Civil Servants Association)は、嫌がらせ、差別又は降格に対する恐怖によって労働者は加入したと主張した。

縫製工場及び他の企業で、組合幹部の解雇等の雇用主による反組合的嫌がらせが発生したという信頼筋の報告が複数あった。輸出ライセンスを保有する全ての工場を検査する、ILOと国際通貨基金(International Monetary Fund)が主導するプログラムである、カンボジア工場改善プログラム(Better Factories Cambodia report)(BFC)は、2015年5月から2016年4月の報告書の中で、工場の6.8パーセントが、労働者の自由な同意もなしに組合費を差し引いていた又は、解雇の脅威を与えずに組合の結成又はそれへの加入を妨害していたと述べた。BFCによれば、調査した工場の2.9パーセントが、規則の起草、選挙の実施及び陣営の組織化を行う際に、労働者又は組合に干渉しており、工場の2.9パーセントは、組合を会社の管理下に置くために必死で努力していた。BFCの調査範囲は、輸出部門に限定されており、特に組合幹部の解雇、短期契約の悪用及び身体的嫌がらせ等の、組合に対する嫌がらせの産業規模での実際のレベルはこれより高い可能性が高い。ヒューマン・ライツ・ウォッチの最近の報告によれば、未登録の工場(大半はたいてい、大規模な輸出中心の工場の下請け業者)に勤務する縫製労働者は、他の工場労働者よりも、国内及び国際法に抵触する強制労働の慣行に遭遇しやすかった。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、「当方が記録に残した最悪の問題の一部は、こうした下請け工場で起こっており、こうした工場に対する監督の強化をこれまでより重視していくべきだ」ということである。

2014年に発生した組合の抗議者に対する暴行では、だれも責任を問われなかった。この事件では5人が死亡、多数が重傷を負った。市民社会の多くは、この襲撃の調査のために設立された複数の政府委員会を、信頼できないとみなした。ILOは、政府の調査結果及び市民監視の結論を公表するよう政府に要請した。

2013年の武力労働者抗議運動の後、GMACはプノンペン特別市裁判所に、国内6カ所の独立した労働組合連盟に対する不服申し立てを提出し、連盟は労働者に武力で抗議するようけしかけ、その結果工場の財産及び生産に損害を与えたと主張した。裁判所は、組合幹部

を裁判所の監督下に置き、いかなる抗議運動への加盟又は抗議運動の主催も禁止し、通告なしに新しい住所に連盟を移動させ且つ、地方自治体事務所に毎月出頭するよう命令した。この命令は、2016年12月時点で、依然として有効であった。6つの独立した労働組合の委員長に対する刑事告発も、依然として係属中であった。労働者幹部の主張によれば、政治的影響を受けた裁判所は、事案を引き続き係属扱いにし、独立した組合運動を畏縮させた。

複数の信頼筋の報告によれば、労働者は、ストライキの決行又はストライキへの参加後に、虚偽の根拠で解雇された。ストライキの多くは違法であったが、違法なストライキへの参加自体は、法的に容認可能な解雇理由になっていなかった。雇用主は、短期契約が終了したことを理由に、労働組合員又はストライキ参加者に、補償金を受け取って退職するよう強制することもあった。

組合運動の考えでは、かかる解雇に対する救済措置は、概ね効果を発揮しない。例えば、労働省は復職命令を複数公布したが、これはたいてい、和解と引き換えに労働者を辞職に追い込む努力に経営陣を駆り立てた。管理職は復職を求める裁判所命令に従わないことがあった。例えば、キャピトールツアーバス会社(Capitol Tour Bus Company)の経営陣は2015年7月に、労働組合の結成認可を同省に申請した組合幹部4人を、申請後に解雇処分にした。仲裁評議会は2016年7月30日に復職を命じたが、この4人が再雇用されることはなかった。2015年8月までに、同社の組合幹部及び組合員合わせて45人が、組合活動を理由に解雇された。2016年2月に、黒装束を身にまとい、ヘルメットを被った暴漢複数人が、抗議運動を行っていたこのバス会社の従業員を激しく襲撃した。

b 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働は、法律で禁じられている。

政府はどの事案でも、この法律を事実上執行しなかった。政府関係者の報告によれば、漁業、農業、建設及び家事労働部門では特に、労働条件及び給与を検証するのは困難だということである。理由は、労働のインフォーマルな性質であった。強制労働に対する法律が定める刑罰は厳格で、禁固刑及び罰金刑が含まれた。しかし、強制労働の問題を国内で明確化することを目指して政府が尽力した証拠はなかった。例えば、レンガ製造業等で、雇用主が労働者を債務労働状態に保つために、地方自治体の法執行当局を利用したことを示す証拠もいくつかあった。Licadhoはこのような国の介入事例をいくつか取り上げた。Licadhoは、ある事例では、工場所有者が借金返済のために家族全員の給与を取り上げ、一文無しで家族を追い出したことを理由に工場を辞めた若い男性のために仲裁に入った。この男性は別の工場に行き、そこで金銭を借用しようとしたが、最初の工場の所有者は男

性の両親を警察に逮捕させ、息子を職場に戻そうとした。第2の事例では、Licadho は、1,200 万リエル(3,000 ドル)の、元をただせば、義息が作ったものだったが、義息が工場から逃亡した時点で女性が肩代わりさせられた借金を返済していた 1 人の女性について報告した。この女性は、7 歳の息子が工場の機械で負傷した際に警察に不服申し立てを行うことを希望したが、警察は不服申し立てを提出すれば、工場所有者は対抗手段として、義息の借金の即時返済を求める苦情申し立てを提出することになり、自分も刑務所行きになると女性に話したということである。

強制労働は家事労働及びインフォーマル部門で発生した。裕福な家庭は、虐待及び搾取目的のみで、人道主義を装って子どもを家事労働者として雇うことがあったため、貧困家庭の子どもは依然として、危険な状態に置かれた(第7節 c を参照)。漁業、農業及び建設部門でも、強制労働の報告が複数あった。

BFC の報告によれば、国内 6 ヶ所の繊維及び衣料工場で強制労働事案が発生した。上記の事案のうち 5 件は、強制的な超過勤務に関連するものであり、外国人監督者から書面による承認を取得しなければ、工場を出ることを許されなかった。労働者は、超過勤務を拒否すれば解雇されるのではないかと不安だったと不服を申し立てた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は最低雇用年齢を 15 歳、危険な労働に対する最低雇用年齢を 18 歳に定めている。法律では、12 歳から 15 歳の子どもが、健康に危害が及ばない且つ、通学に影響を及ぼさない「軽度の労働」に従事することを認めている。12 歳から 15 歳の子どもの労働は、法律により、登校日は 4 時間以内、登校日以外は 7 時間以内に制限されており、午後 8 時から午前 6 時までの労働は法律で禁じられている。政府は、安全又は健康上の重大なリスクを未成年者に与える部門での子供の雇用も禁止している。ただし、最低年齢の保護規定は、家事労働者には適用されない。

フォーマル経済部門及びインフォーマル経済部門における児童労働の監督責任はいずれも、労働省の管轄である。実際のところ、労働監督官は、労働省及び商務省(Ministry of Commerce)の操業免許を持たずに操業する未登録の縫製工場等の、インフォーマル部門又は違法な産業では労働基準を実施していなかった。フォーマル部門では、労働監督官は、衣料製造等

の(児童労働があまり発生しない)一部の産業では定期的監督を実施したが、農業、建設及び接客業等の児童労働のリスクが最も高い一部の産業では、労働監督は苦情が出た時しか行われなかった。労働省児童労働局(Department of Child Labor)の児童労働監督の実施に精通した監督官は、かかるデータが最後に公表された 2014 年時点で、58 人であった。児童労働局から選任された 1 人を含む、8 の省庁から 1 人ずつ選任された監督官 8 人で構成される労働省の省庁間監督チームは、活動を続けていた。児童労働違反の摘発に積極的なのは、児童労働の監督に精通した監督官だけであった。

児童労働局の報告によれば、複数の制約により、監督範囲はプノンペン市内及び周辺地域に制限された。監督官の数は、関連法規則を執行するには、依然として不十分であった。労働法は、国内の児童労働規定違反で有罪判決を受ける被告に、現行月額賃金の 31 倍から 60 倍の罰金を定めている。かかる罰則は違反抑止に十分なものであったが、ほとんど執行されなかった。

児童労働が蔓延している上位部門は、サトウキビ生産等の農業部門、レンガ製造、製塩、海老加工業、漁業、家事用役、ゴム生産、自動車修理、繊維、木材伐採、屠殺及びアルコール飲料製造であった。物乞い、露天商、靴磨き及びゴミ拾いとして労働する子どももいた。児童労働は、縫製部門、履物製造部門及び接客部もでも発生した。

BFC の報告によれば、2016 年 4 月までの 1 年間で、報告書で扱った国内 381 ヶ所の工場で 16 件の児童労働事案が確認されたということである。これは 2015 年の同時期から 30 件の減少であった。ただし、偽造身分証明書で雇用を確保した子供もいた。こうした子供たちは、常勤で、たいていは、危険な機械を使って労働した。2015 年のある報道記事は、一日 300 足の靴に紐用の穴を開ける作業をしていた 14 歳の少女と、15 時間交代で働くことを義務付けられ、1 度か 2 度以上超過勤務を拒否すると解雇される 16 歳又は 17 歳の工場労働者について伝えた。

以下の URL で公開されている、*最悪の形態の児童労働に関する労働局の調査結果* (Department of Labor's Findings on the Worst Forms of Child Labor)も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

人種、肌の色、性別、障害、宗教、政治的意見、出生地、社会的出自又は組合加入に基づく雇用差別は、法律で禁じられている。HIV 陽性に基づく差別は、2 つの異なる法律で明示的に禁止されている。性的指向又はジェンダー・アイデンティティ、年齢、言語又は感染

病に基づく雇用差別は法律で明示的に禁止されていない。憲法では、クメール人の男女両方に対し、同一労働同一賃金を定めている。

政府は上記の法律を執行する能力に、概ね、欠けていた。雇用差別に対する法律上の刑罰には、罰金及び民事的及び行政上の救済手段(賠償)などがある。職場での差別に対する罰金は、250万リエル(625ドル)から360万リエル(900ドル)の範囲である。BFCの報告によれば、縫製及び履物製造部門では、工場経営者は、概ねあまり考えずに、雇用及び手当の面で男性を厳しく差別した。BFCの2015年5月から2016年4月までの報告書によれば、性別による雇用差別は全体の10パーセントであった。原因は、工場が行動上の問題意識から男性の雇用に非意欲的であること及び、妊娠及び／又は出産退職に対する懸念に起因する女性差別など様々であった。ILOは、独立した組合の組合員に対する干渉及び解雇という方法及び、雇用主が支援する組合の結成という方法での雇用主による反組合的差別を報告し、これに対する懸念を示した。ILOは、反組合的差別に対する適切な保護及び十分な抑止効果を持つ罰則を定めるような、法改正を要求した。

e 受入れ可能な労働条件

労働組合が、政府、組合及び雇用主団体の代表で構成される政労使三者組織の労働諮問委員会(Labor Advisory Committee)の勧告に基づいて最低賃金を定める権限は、法律の定めるところである。委員会は2016年10月に、縫製労働者に対する2017年度の月額最低賃金を、週労働時間48時間を基準とする現行最低賃金の560,000リエル(140ドル)から625,500リエル(156ドル)に引き上げる意向を発表した。他の部門に対する最低賃金は、法律で義務付けられていない。

法律の定めにより、合法的な1週間の労働時間は48時間で、1日の労働時間は8時間以下である。法律の規定により、夜間当直労働は日中賃金の3割増しである。超過勤務は5割増しであり、夜間、日曜日又は祝日に超過勤務が発生する場合は、2倍になる。被用者は法律により、毎日最大2時間までの超過勤務を行うことができる。過度の超過勤務は法律で禁止されており、全ての超過勤務は自発的でなければならないとしている。法律は、年間有給休暇を定めている。職場は、労働者の幸福を提供するだけの十分な衛生安全基準を設定することを義務付けられている。法律は罰則を定めており、工場は、違反の重さに基づいて、複雑な公式に従って罰金を査定される。労働省の監督官は、警察の協力を必要とせず、上記の罰金を抜打ち方式で査定する権限を与えられているが、危険な又は非衛生的な状態について苦情を申し立てる労働者に特定した保護規定はない。

政府は労働時間及び超過勤務の規則を事実上執行しなかった。複数の労働者の報告によれ

ば、超過勤務はたいてい、規定時間より長く、強制されることもあるということである。縫製産業以外では、政府は労働時間の規則をほとんど施行しなかった。雇用主はたいてい、被用者を強制的に労働させた。労働者は超過勤務を拒否すると、罰金、解雇又は残業代の未払いを受けることが多かった。

政府は、熟練したスタッフ及び設備の不足という理由もあって、既存の基準を全面的に施行しなかった。労働省幹部は、労働時間に対する徹底した監督を実施できないことをためらいもなく堂々と認めた。同省の労働監督局は2016年上半期に、労働法違反についての警告状を183通交付した。これは2015年同期の197通より減少した。同局が罰金を科した事業体も、2015年の29社から19社に減少した。同省の報告によれば、監督官を499人雇用したということであるが、財源の不足、汚職の蔓延及び不十分な罰金により、効率も政府の法執行力も十分に発揮されなかった。同省は財源と人材不足を引合いに出しては、工場監督を定期的に実施しなかった。同省は被用者に有利な決定を下すことが多かったが、同省の命令に背いた雇用主を罰する法的権限を行使することはほとんどなかった。例えば、昨年を見ると、労働法違反について同省から警告状を送付された企業183のうち、罰金を支払ったのはわずか19社であった。

労働災害による負傷及び健康上の問題は日常茶飯事であった。複数の先進国市場向けに製造する大規模な縫製工場は、買主との契約条件として、比較的高い衛生安全基準を満たしていた。一部の小規模工場及び家内工業の労働条件は劣悪で、国際基準を満たさないことが多かった。全国社会保障基金(National Social Security Fund)(NSSF)の報告によれば、2016年上半期に、労働災害で負傷した労働者は16,080人で死亡した労働者は84人にも上った。NSSFの報告によれば、死亡した84人のうち、66人は交通事故死であった。NSSFは、罰金又は企業に対する苦情申立てに関する報告書を公表しなかった。

BFCは2015年5月から2014年4月までの期間を網羅する年次報告書の中で、労働安全衛生に関連する分野の多くは、縫製工場にとって依然として課題であり、たいていは、適切な政策、手続き及び職務及び責任の分担が欠如していることが原因であったと報告した。BFCの報告によれば、国内184カ所の工場（輸出品製造工場の50パーセント）では、化学薬品及び有害物質のラベル表示、貯蔵及び工具に対する保護が不適切であった。BFCの調査結果では、国内166カ所の工場が、火災又は建物倒壊等の緊急事態に備えた必須準備態勢を遵守していなかった。BFCによれば、国内109カ所の工場は、法律で義務付けられている半年ごとの避難訓練を実施していなかった。

大量の失神も依然として問題であった。NSSFの報告によれば、2016年上半期に、全国6カ所の工場で285人もの労働者が就業中に失神した。2015年同期の失神者は538人で、47

パーセントの減少である。失神による重篤な負傷者の報告はなかった。複数の監視団の報告によると、過度の超過勤務、健康不良、睡眠不足、劣悪な換気条件、労働者に対する正しい食生活の欠如及び生産工程から生じる有害煙が全て、失神の寄与要因になっていた。職場への通勤も工場労働者にとって危険であった。NSSFの報告によれば、2015年に発生した労災事故は6,491件であり、7,357人の労働者が巻き込まれ、130人が死亡、1,068人が重傷を負った。